

2023年3月2日

目黒区地域福祉審議会

会長 石渡 和実 様

目黒区障害者自立支援協議会

会長 岩崎 香

## 目黒区障害者計画改定に関する意見

目黒区障害者自立支援協議会では、この間、相談支援部会、こども部会、一般就労部会、施設就労部会、高齢化・グループホーム対策部会、防災部会、意思疎通支援部会の7つの専門部会を中心に目黒区の障害者福祉の現状把握と課題抽出を行ってまいりました。障害（児）者に対して今後、3年間で取り組んでいただきたい中心的課題を集約いたしましたので、協議会の意見として提出させていただきます。

### 基本目標Ⅰ 身近な地域で安心して暮らし続けていくことができる仕組みづくり

#### 1 相談支援の体制の充実

基幹相談支援センターが設置されましたが、専門性の高い支援体制による相談支援事業所のバックアップや関係機関のネットワーク化など期待される役割を果たすための機能の充実が必要です。そのために、基幹相談支援センターの体制を強化するとともに、積極的な情報発信や相談支援事業所のニーズの的確な把握を行い、関係機関との更なる連携強化を図っていくことが求められます。

地域生活支援拠点については、開設から一定期間が経過し、相談件数や短期入所利用者の受け入れ件数は増加してきていますが、身体・精神を含めた3障害の対応が未だ十分ではないこと、活動状況等が十分周知されておらず関係機関が拠点の機能を活用できていないなどの課題があります。これまでの事業の実施状況や課題への対応について、関係機関を含めた検証を行うとともに、必要とされる機能や役割と、その実現に向けた取組を改めて整理していくことが必要です。

地域包括支援センターに加え、平成31年4月に福祉総合課に総合相談窓口が設置されたことで、相談窓口の拡充が図られましたが、障害分野の相談についてはどの窓口に相談してよいか分からない、地域包括支援センターでも相談できることを知らないといった声をききます。障害分野の関係機関等との機能・役割の明確化と周知をお願いします。

障害福祉サービス受給者の数は年々増加していますが、相談支援を担う相談支援事業所や相談支援専門員の不足等により、新たな相談の受け入れが困難な状況が継続しています。今後も増加していくことが見込まれる相談件数に対応できる体制づくりについて、

事業者とともに早期に検討をお願いします。

## 2 権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進を図るため、まずは利用が必要と認められる人が確実に相談に結び付くように、更なる制度の周知をお願いします。

虐待防止に対する支援やフォローについては、家族からの虐待や経済的な虐待への支援やフォローの充実が必要です。区における体制強化と整備の促進が求められます。

## 3 保健・医療・福祉サービスの連携

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置されましたが、議論の内容や事業の取組状況が見えづらく、関係事業所がわかりやすく情報を共有でき、システムの構築に向けより多くの関係者がともに考えることができる仕組みづくりを望みます。令和3年度から実施されている、精神障害者退院相談支援事業についても同様に、より一層の事業の周知・啓発をお願いします。

また、精神障害者の地域移行・地域定着を図るためには、保健、医療及び福祉関係者だけでなく、日常をともにする地域住民の理解が必要不可欠です。地域住民に対する周知・啓発の促進や、地域住民との具体的な関わり合いの強化に向けた取組について検討をお願いします。

## 4 地域における日常生活の支援

障害のある人が希望する地域生活を維持し、暮らし方の選択肢が保障されるためには、十分な福祉サービスの提供体制が必要ですが、居宅介護については事業所や人材の不足により、区内の事業所を利用できず、やむを得ず区外の事業所を利用するケースが頻繁に生じています。

また、医療的ケアを必要とする人について、短期入所先の確保や、家族の介護負担軽減のための在宅レスパイト事業の充実が望まれます。

障害者が安心して地域での日常を過ごしていくために、これらの課題についての検討をお願いします。

## 5 人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上

社会全体と同様に若者の減少、福祉に携わる人の減少により、目黒区の福祉人材が不足しています。福祉サービスに従事する人材育成や確保に関しては、民間事業者の自助努力だけでは限界があるため、行政と民間とで一体となり人材確保に取り組むことが重要だと考えます。現在、区で実施している研修費用等の補助の拡充や、人材確保に関する事業者向けの学習会や研修の機会の提供等の具体策について検討をお願いします。

また、人材の育成については、地域の支援力向上に向けて基幹相談支援センターによる

研修等が実施されていますが、地域ニーズに応じた、より実りある取組としていくため、内容について関係機関を交えて検討・検証を重ねていただくようお願いします。

## **基本目標Ⅱ 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり**

### 1 社会参加を促進するための支援

#### (1) 障害特性に応じた情報提供サービスの充実

新型コロナウイルス感染症の拡大により、意思疎通や社会生活に関する困難さが増し、新たな課題も生じています。

オンラインを利用したコミュニケーションや手続きが増加しましたが、オンライン環境が整っていなかったり、利用方法を理解することが難しい方などもあります。オンライン利用に関する支援をはじめ、一律にオンラインによる対応を求めるのではなく個人の状況により複数の手段を選択できるよう工夫をお願いします。

また、失語症会話パートナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により意思疎通が円滑に図りづらい中で、必要とする場面が増えています。これまで、失語症等意思疎通支援者の養成事業を行ってきましたが、参加者が養成講座修了後、支援者として定着できていない状況です。区の助成での失語症会話パートナー派遣制度設立、養成講座修了者の支援活動定着に向けた取り組みが課題となっています。

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、すべての障害者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するための取組の推進が期待されます。区における障害者の情報アクセシビリティやコミュニケーションに関する支援についても更なる施策の推進をお願いします。

#### (2) 移動に係る支援

通所や通学に係る移動支援サービスの利用要件の見直しによる利用範囲の拡大や、重度障害者等の通勤や通学への支援について検討をお願いします。

また、事業者の人材不足等により、特に重度訪問介護の短時間利用が困難となっていること、医療的ケア児の家族から、外出に際してヘルパーの移動支援ではなく、看護師を派遣してほしいという要望があるが、現状では看護師による移動支援の制度がないことや、介護タクシーの利用においては支援度の高い人ほど経済的な負担が大きくなっているということなども課題として認識していただければと思います。

### 2 就労支援の充実

就労継続支援施設では、利用者の高齢化・重度化により従来からの作業遂行が難しくなっている方も多く、高齢化・重度化への対応と工賃向上に向けた取組をどう両立させるかが課題となっています。業務の切り出しにより、区から事業所へ作業依頼できる案件について積極的な検討をお願いします。

また、障害者雇用促進法の改正により、週 20 時間未満の短時間労働が障害者雇用率算

定対象になる見込みです。障害特性や能力に応じた多様な働き方として、短時間雇用の場の開拓は今後も重要となってきますので、さらなる支援をお願いします。

### 3 多様な活動の場の提供

障害福祉サービス等は徐々に充実してきましたが、障害者の居場所や余暇支援を実施する場がまだ不足しています。独自の居場所サービス等の充実を希望します。

## 基本目標Ⅲ とともに暮らすまちづくりの実現

### 1 地域における安定した暮らしの場の確保

グループホームについては整備が進んできてはいるものの、需要に対して未だ十分とはいえません。障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて更なる整備の推進をお願いします。また、精神障害者については通過型だけでなく、定住型のグループホームの設置についての検討をお願いします。

福祉総合課に令和4年4月から住まいの相談窓口が設置され、より相談しやすい環境の整備が図られていますが、精神障害者は、就労や家族からの援助を受けることが困難で経済的に困窮している場合が多く、安定した暮らしの場の確保が課題です。不動産業者や家主に対する障害理解への啓発など、安心して生活できる環境づくりをさらに進めていただくようお願いします。

地域生活を安定的に維持するためには、住居に関する支援に加え、居宅介護や重度訪問介護などの福祉サービスの充実が必要です。そのためには、サービス量を増やすための取組に加え、既存のサービスがうまく活用されるようなネットワークの構築や、関係者がうまく連携していくための仕組みづくりについて検討が必要です。

### 2 心のバリアフリーの推進

障害者差別解消法施行で若干の進歩はあったものの、差別解消支援地域協議会でも取り上げられていたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクができない方や身体的距離の確保などに関して、障害理解が十分でないと感じられる場面も生じており、より一層の障害理解と差別の解消に向けた周知啓発が必要な現状があります。

多様な交流の機会の創出などの啓発活動や福祉教育の推進を期待します。

### 3 緊急時・災害時要配慮者の支援

障害のある人が災害時に安全安心に避難するためには、平時から障害の特性に応じた準備が必要です。災害時への備えやとるべき行動、災害時個別支援プランがどのように活用されるのか等について、障害者本人や支援者が定期的に学べる機会の確保や、障害者に特化した避難訓練の実施について検討をお願いします。

## **基本目標Ⅳ 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援**

### **1 多様なニーズに応える支援体制の充実**

保育所等訪問支援については徐々に実施体制の充実が図られていますが、保護者と学校等訪問先のニーズにずれが生じる傾向があるため、関係機関が適切に連携していくための仕組み作りが課題です。

また、障害のある児童が安心して日常生活を送るためには、本人への支援はもとより、家族への支援が重要です。障害のある児童が通院、入院するときの兄弟児への支援や、家族の通院時等の障害のある児童への支援など、家族支援の充実について検討をお願いします。

### **2 ライフステージに応じた支援の充実**

障害のある児童の支援においては、保健・医療・福祉の連携に加え、教育との連携は欠かせないものです。行政内部の連携にとどまらず、実務者レベルでの関係者会議の実施なども含め、福祉と教育の連携をより一層深めてもらいたいと思います。

以 上